

東京歯科大学 障がいのある学生支援に関する基本方針

I. 目的

本基本方針は、東京歯科大学における障がいのある学生に対する修学支援に関し基本となる事項を定め、障がいのある学生に対する支援推進に資することを目的とする。

II. 基本方針

1. 東京歯科大学として、学生の障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重しあい、学修できる環境を整備し、機会の確保に努める。
2. 障がいのある学生が自律的に社会で活躍する人材へと成長できるよう支援する。

III. 合理的配慮の提供

障がいのある学生から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供に努める。

IV. 学内理解促進

東京歯科大学教職員が、障がいに対する理解を深め、障がいのある学生に対して適切に対応できるよう理解促進に努める。